

市民税・都民税の申告はお早めに

→課税課(内327)

昨年申告をした方などへ、2月6日(木)に申告書を郵送します。申告が必要で用紙が届かない方は、課税課へお問い合わせください。

■申告書の相談・提出(直接)

2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後4時
※土・日曜日を除く/24日(振休)は開庁

場市役所書庫棟会議室

■郵送での提出

3月16日(月)(消印有効)までに申告書・申告に必要なもののうち(2)～(4)の写し、書類の返却を希望する場合は返信用封筒(宛名を明記し切手貼付)を同封し、〒185-8501課税課へ

■申告に必要なもの

- 申告書・認め印
- 平成31(令和元)年中の所得(収入)に関する次の①②のいずれかの書類
 - 給与や公的年金等の収入がある方＝源泉徴収票など所得の確認ができるもの
 - 給与や年金以外の所得がある方＝収支を確認できるもの
- 平成31(令和元)年中の所得控除・税額控除に関する次の①～⑥のうち必要な書類(年末調整ですでに控除を受けているものを除く)
 - 社会保険料控除のうち、国民年金・国民年金基金の控除を受ける方＝控除証明書原本など
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除を受ける方＝領収書原本や金額の分かる書類など
 - 生命保険料・地震保険料控除を受ける方＝控除証明書原本
 - 障害者控除や勤労学生控除を受ける方＝障害者手帳や学生証など
 - 従来の医療費控除を受ける方＝領収書をまとめた医療費控除の明細書または領収書の原本/セルフメディケーション税制(医療費控除特例)を受ける方＝一定の取り組みを行ったことを明らかにする証明書(添付または提示)またはスイッチOTC医薬品の購入が分かる領収書をまとめたセルフメディケーション税制の明細書または領収書の原本
 - 寄附金控除を受ける方＝寄附先の団体が発行する領収書や受領証の原本など

- 社会保険料控除のうち、国民年金・国民年金基金の控除を受ける方＝控除証明書原本など
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の控除を受ける方＝領収書原本や金額の分かる書類など
 - 生命保険料・地震保険料控除を受ける方＝控除証明書原本
 - 障害者控除や勤労学生控除を受ける方＝障害者手帳や学生証など
 - 従来の医療費控除を受ける方＝領収書をまとめた医療費控除の明細書または領収書の原本/セルフメディケーション税制(医療費控除特例)を受ける方＝一定の取り組みを行ったことを明らかにする証明書(添付または提示)またはスイッチOTC医薬品の購入が分かる領収書をまとめたセルフメディケーション税制の明細書または領収書の原本
 - 寄附金控除を受ける方＝寄附先の団体が発行する領収書や受領証の原本など
- (4) 個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類

市民税・都民税証明書等が必要な方は申告を

課税・非課税証明書は、都営住宅の入居や融資などの手続きで必要になる場合があります。証明書が必要な方は、所得の有無にかかわらず申告してください(同世帯の納税義務者の扶養親族で、その納税義務者が申告書を提出している場合を除く)

所得控除の申告漏れにご注意ください

年金を受給して、国民健康保険料などを口座振替や金融機関で直接支払っている方や、給与の支払いを受けていて年末調整をしていない方などは、所得控除の申告で税額が下がる場合があります。

■所得控除の種類①雑損②医療費③社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険など)④小規模企業共済等掛金⑤生命保険料⑥地震保険料⑦障害者⑧寡婦⑨寡夫⑩勤労学生⑪配偶者⑫配偶者特別⑬扶養※申告や年末調整が済んでいる方でも、所得控除の追加の申告ができます

注○社会保険料の場合、配偶者など親族が受け取る年金から特別徴収(天引き)されている保険料は控除の対象にはなりません。ただし、申告する本人が扶養親族の保険料を支払った場合には対象となります

○16歳未満の方を扶養している場合は、扶養控除の対象になりませんが、市民税・都民税の非課税限度額の算定の際に16歳未満を含む扶養親族の人数を把握する必要があります。申告してください

年金所得者に係る確定申告不要制度の対象の方

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため確定申告が不要な方も、次の①②のいずれかに該当する場合は申告が必要です(外国からの公的年金などを受給している場合などを除く)。

- 公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、市民税・都民税が課税となる方
 - 年金の源泉徴収票に記載のない控除(医療費、納付書や口座振替で納めた社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など)を市民税・都民税に適用したい方
- 注源泉徴収票に記載されている以外に追加する控除などがなければ申告は不要

償却資産の申告期限は 1月31日(金)

申告書が必要な方は課税課へご連絡ください
HP <https://www.eltax.lta.go.jp/>からも申告できます
→課税課(内340)

申告対象期間＝平成31年1月1日～令和元年12月31日

申告をしなければならない方

次の①～④のいずれかに該当する方(下表の申告の義務がない方を除く)

- 令和2年1月1日現在市内に居住し、平成31(令和元)年中に収入があった
- 令和2年1月1日現在市外に居住し、市内に事務所・事業所・居住用家屋(*1)を持っている
- 給与所得のほかに所得があった
- 公的年金などの所得のほかに所得があった

申告の義務がない方

- 平成31(令和元)年中に収入がなかった(*2)
 - 所得税の確定申告をする
 - 給与収入のみの方で、勤務先から市に給与支払報告書の提出があった
 - 公的年金などの収入のみの方で、支給元から支払報告書の提出があった(*3)
 - 市内在住の親族に扶養されている
- 注③④は控除などが支払報告書の内容から変更になる場合、申告が必要です(*4)

- (*1) 単身赴任などで普段は配偶者・子どもだけが住み、時々帰宅する住宅や別宅など
- (*2) 合計所得金額が35万円以下の方は申告義務はありませんが、申告で国民健康保険税の税額が変わる場合があります。また、各種手当などの受給判定や所得に関する各種証明書の資料となります
- (*3) 源泉徴収の対象とならない公的年金など(外国で支払われる年金)の支給を受けている方は、確定申告が必要な場合があります
- (*4) 支払われた国民健康保険税などの申告で税額が下がる場合があります(税務署へ確定申告する場合は市への申告は不要)

寄附金税額控除の記載をお忘れなく

ふるさと納税や条列で指定する団体へ寄附を行うと、市民税・都民税の税額控除が受けられます。確定申告書の第二表住民税に関する事項の「寄附金税額控除」欄に記載がないと、控除が受けられません。

寄附金		条列	
非居住者の特別	非居住者の特別	非居住者の特別	非居住者の特別
対応額	対応額	対応額	対応額
対応額	対応額	対応額	対応額

ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税(寄附)を行う場合に、寄附先の自治体(5団体以内)で特例の申請手続きを行うことで、確定申告をしなくても控除を受けられる制度です。ただし、市民税・都民税の申告などを行う場合は、この制度の対象となりません。

注市民税・都民税で寄附金控除を申告した場合、この制度を利用したときに比べ、控除額が少なくなる場合があります

保険料、医療費・介護保険の利用料も控除対象です

→保険年金課(内319)/高齢福祉課☎(042)321-1301

平成31(令和元)年に納付した保険料等(下表1参照)は、31年分の所得税と令和2年度市民税・都民税の申告で社会保険料控除として申告できます。また、医療費や介護保険の利用料(下表2・右表3参照)は医療費控除として申告できます。所得税の申告に関しては4ページをご覧ください。

表1 社会保険料控除

区分	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険	国民年金
納付方法	○年金からの天引き ○口座振替 ○納付書	組み合わせになる場合があります	組み合わせになる場合があります	○口座振替 ○クレジットカード ○納付書 ○Pay-easy(ペイジー)
納付した保険料額の確認方法	○日本年金機構等から届いた源泉徴収票(★) ○口座振替済のお知らせ(1月中旬頃郵送)(★) ○領収書(★) ○振替額が記帳された預貯金通帳(★)市民税・都民税の申告に必要			○国民年金保険料控除証明書(☆) ○領収書(☆) ○振替額が記載された預貯金通帳 ○クレジットカード利用明細書(☆)所得税と市民税・都民税の申告に必要(いずれか1点)
金額や書類等の問い合わせ	納税課(内551)	保険年金課(内319)	高齢福祉課☎(042)321-1301	ねんきん加入者ダイヤル☎(0570)003-004 ※IP電話用☎(03)6630-2525 立川年金事務所国民年金二課☎(042)523-0352

表2 医療費控除

区分	医療費	介護保険利用料
対象となる支払い	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合	自己または生計を一つにする配偶者などの親族のために支払った利用料(対象サービスは右表3参照)
申告に必要な書類	領収書または医療費控除の明細書	医療費控除の対象金額が記載されている領収書または医療費控除の明細書

※医療費を補てんする保険金(高額療養費の支給)などがあった場合、その金額は差し引きます

申告に関する問い合わせ 所得税＝立川税務署☎(042)523-1181
市民税・都民税＝課税課(内327)

表3 医療費控除の対象となる介護保険サービス

対象サービス	対象者	控除対象額	必要書類
1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	要介護1～5に認定されている施設入所者	○介護サービス費利用者負担額の2分の1	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
2 地域密着型介護老人福祉施設		○食費・居住費に係る自己負担額の2分の1	
3 介護老人保健施設	要介護1～5に認定されている施設入所者および入院している方	○介護サービス費利用者負担額	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
4 介護療養型医療施設		○食費・居住費に係る自己負担額	
5 介護医療院	要介護・要支援認定された方	○介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
6 訪問看護		○食費に係る自己負担額	
7 訪問リハビリテーション	要介護・要支援認定された方	○介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
8 居宅療養管理指導		○食費に係る自己負担額	
9 通所リハビリテーション(デイケア)	次の①～③のすべての要件を満たす方	○介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
10 短期入所療養介護		○食費・滞在費に係る自己負担額	
11 訪問介護(生活援助中心型を除く)	①要介護・要支援認定された方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
12 夜間対応型訪問介護			
13 訪問入浴介護	③対象サービス6～10のいずれかの介護サービスが②のケアプランに位置付けられている方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
14 通所介護(デイサービス)			
15 地域密着型通所介護(デイサービス)	①要介護・要支援認定された方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
16 認知症対応型通所介護			
17 小規模多機能型居宅介護	③対象サービス6～10のいずれかの介護サービスが②のケアプランに位置付けられている方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
18 短期入所生活介護			
19 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型事業所)	②ケアプラン(居宅介護サービス計画)に基づくサービスを受けている方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書
20 地域支援事業の訪問型サービス(*)			
21 地域支援事業の通所型サービス(*)	①要介護・要支援認定された方	介護サービス費利用者負担額(利用限度額の範囲内)	医療費控除の対象となる額が明記されている領収書

(*)生活援助中心のサービスを除く
注各介護予防サービスも対象/特別な室料・食費は控除の対象外